（協定書３）

帰属外公園等の維持管理に関する協定書

　八尾市（以下「甲」という。）と開発者　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間で、八尾市開発指導要綱の規定により市に帰属する公園、緑地又は広場以外の公園、緑地又は広場（以下「帰属外公園等」という。）の取り扱いについて、次のとおり協定する。

第１条　この協定は、当該地及び周辺の良好な環境の確保に資することを目的とする。

第２条　帰属外公園等は別添図書に表示する次に定める区域とする。

　　　　　所在地　八尾市

　　　　　地　積　　　　　　　　　平方メートル

第３条　帰属外公園等の土地、竹木、工作物は、甲に帰属しない。

第４条　前条にかかる帰属外公園等の保全について、甲は意見の具申をすることができるものとする。

第５条　帰属外公園等を常時良好ならしめるための維持管理は、乙に権利のある間は乙で、第三者（以下「丙」という。）に譲渡したときは丙にて一切行うものとし、下記事項について責務のあることを契約書等に明記し、周知しなければならない。

・新たな工作物の設置をしないこと。

・物品放置をしないこと。

・形態の変更、廃止をしないこと。

　　・その他維持管理上支障のある行為をしないこと。

第６条　帰属外公園等を含め、乙が開発造成した物件の権利を丙に譲渡するときは、丙にこの協定の主旨を周知徹底し、契約書等で必ず特記するものとする。

第７条　この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙双方の協議により定めるものとする。

　この協定の成立を証するために本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　（甲）住所　　八尾市本町一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　名称　八　尾　市

　　　　　　　　　　　代表者　 市 長　山本　桂右　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　（乙）住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞